

(主に個人投資家の方向け)

インサイダー取引規制 **FAQ** エッセンス版

はじめに

株式投資は、公開されている情報をもとに判断し、ルールを守って行う限り、誰もが自由に行うことができます。安定的な資産形成の手段として、多くの方に活用されています。

一方で、投資家間の公平性を守るため、公表前の重要な企業情報を利用した取引（インサイダー取引）については、法律により規制が設けられています。

本資料では、個人投資家の皆さまからよく寄せられる疑問について、Q&A形式でまとめました。

この資料で扱っている主な質問

- Q1 インサイダー取引とは何ですか？
- Q2 重要事実等とはどのような情報ですか？
- Q3 誰が規制の対象になりますか？
- Q4 公表された重要事実はどこで確認できますか？
- Q5 家族や友人に情報を教えることも禁止されますか？
- Q6 ETF や投資信託も規制の対象ですか？
- Q7 持株会、相続、贈与も規制の対象ですか？

Q1. インサイダー取引とは何ですか？

A.

「投資家の判断に重大な影響を与える企業情報（重要事実等）」を知る従業員などの会社関係者や、会社関係者から情報を得た人が、情報の公表前に株を売買する行為をいいます。

未公表の重要事実等を利用した取引は、市場の公平性を損なうおそれがあるため、金融商品取引法で禁止されています。

「知らなかった」「違反だと思っていなかった」という場合でも、規制に違反することがあります。

利益が少額であっても、取引額が小さくても、また損失が出た場合であっても、規制の対象となります。

Q2. 重要事実等とはどのような情報ですか？

A.

決算情報、新株発行、公開買付け（TOB）、不祥事など、株価に大きな影響を与える情報を指します。

具体的な内容については、日本取引所グループ（JPX）が公表している「重要事実等一覧」をご参照ください。

（参考）重要事実等一覧：

<https://www.jpx.co.jp/regulation/preventing/materialfact/index.html>

Q3. 誰が規制の対象になりますか？

A.

主に、以下の方が対象となります。

- ・ 上場会社およびその子会社の役員・従業員
(パート・アルバイト、インターンを含みます)
- ・ 退任・退職後 1 年以内の元役員・元従業員
- ・ 会社関係者から、未公表の重要事実等の伝達を受けた方

なお、会社関係者の家族や知人であるだけで、直ちに取引が制限されるものではありません。

規制の対象となるのは、公表前の重要事実等を受け取った場合に限られます。

Q4. 公表された重要事実はどこで確認できますか？

A.

適時開示の専用サイト（適時開示情報閲覧サービス）への掲載など、正式な方法で世の中に発表された時点で「公表」となります。

新聞報道や SNS、社内メール等による周知だけでは、「公表」には該当しません。

（参考）適時開示情報閲覧サービス：

https://www.release.tdnet.info/inbs/I_main_00.html

Q5. 家族や友人に情報を教えることも禁止されますか？

A.

家族や友人に利益を得させたり、損失を回避させたりする目的で、未公表の重要事実等を伝えたり、売買を勧めたりすることは禁止されています。

具体的な数値や詳細を伝えていない場合であっても、投資判断に影響を与えることを意図した情報提供であれば、問題となることがあります。

一方で、公開情報に基づく一般的な意見交換や、日常的な会話までが直ちに規制の対象となるものではありません。

Q6. ETF や投資信託も規制の対象ですか？

A.

インサイダー取引規制の主な対象は、上場会社の株式、新株予約権証券、社債のほか、J-REIT や上場インフラファンドです。

ETF や一般に販売されている多くの投資信託は、規制の対象ではありません

(ただし、特定の上場会社の株式等のみを投資対象とする「自社株投信」等を除きます)。

Q7. 持株会、相続、贈与も規制の対象ですか？

A.

従業員持株会による定時定額の継続買付けは、インサイダー取引には該当しません。

ただし、新規加入や購入口数の変更、持株会で取得した自社株式の売却は、規制の対象となります。

また、無償で行われる贈与や相続による株式の取得は規制対象ではありませんが、売却時には規制の対象となります。

まとめ：迷ったときは確認を！

公表されている情報をもとに投資を行うことは問題ありません。

ただし、「いい話だ」と思ったときには、その情報が未公表の重要事実ではないか確認をしましょう。